

第 91 回日本精神神経学会  
シンポジウム III  
「精神障害者の自立と社会参加の促進に向けて」

当事者「精神病」者無視の精神医療政策と学会

山本 真理

（以下、本文の大半は非常に薄い文字で印刷されているため、正確な内容は不明です。）

精神神経学雑誌第 97 巻第 10 号 別刷

平成 7 年 10 月 25 日 発行

PSYCHIATRIA ET NEUROLOGIA JAPONICA

Annus 97, Numerus 10, 1995

## 当事者「精神病」者無視の精神医療政策と学会

山本 真理 (全国「精神病」者集団)

### このシンポジウムの救済性

このシンポジウム開催前の意見交換会において、私たちは今お手元に配ったビラについて回答がないうままに何故こうしたシンポジウムを呼び掛けるのか、と追求した。その内容は①「処遇困難者専門病棟」についてその新設阻止にむけ実効ある行動を学会が取ること、そして道下アソケートの人権侵害について自己批判すること、②脳死臓器移植法案阻止にむけ行動すること、③精神外科の被害者桜庭さんに対して、ワープロの使用が獄中で可能になるよう拘置所に働きかけること、精神外科の法的禁止を求める行動をすること、精神外科の被害者へ救済基金の新設を国に求めること、④生活保護者の医療券を保険証と同じ様式機能を用意したものに変わっていくこと、⑤学会総会の運営について、理事会評議会、総会の時間を延長すること、⑥これ以上一人の「精神障害者」死刑囚を殺させないため、川中鉄夫氏の処刑に関する調査、「精神障害者」死刑囚の実態把握、学会員への死刑囚

に関する法的問題の指導教育、死刑廃止条約に関する態度表明、である。これらはすべて精神科医の後始末であり、あなた方はその後始末を我々に押しつけたまま、回答すらしていないのだ。命に関わる問題をも無視し、回答してこなかったのだ。

我々は1974年に学会総会において全国「精神病」者集団結成宣言を行って以来20年余様々な問題提起を行ってきた。しかしその大半は回答を得られていない。意見交換会で出した6点についてもいまだに回答が寄せられていない。これは一体どういうことなのか？

こうした「精神病」者の声に返事も出すことなく、ユーズー運動のシンポジウムを開くという態度は、まさにアリバイ的にユーズーの声を聞いたというものでしかない。

これについて責任ある回答を今もとめる。いいつばなしに終わる一方交通はもういい加減にしてほしい。そこからからの回答があつて初めて議論が成り立つのであり、「精神病」者に学ぶことができないのだ。自分たちのやったことの後始末

くらしい自分でした。

さらに今学会では19日に「精神保健10カ年計画——メンタルヘルスゴールプラン——」の樹立をめざして」というシンポジウムが開催される。このシンポジウムに「精神病」者の姿はない。このシンポにこそ当事者である「精神病」者の参加をねがうのが、真に「精神病」者の声を聞くということであろう。自分たちの後始末を我々に押しつけた上で、当事者抜きでこうしたシンポを行うことの傲慢さをただちに自己批判せよ。

### 私たち「精神病」者とはいかなる存在か

私たち「精神病」者とは何者か？「発病」しそして「精神医療」の手に引き渡されたときから我々はすべてを奪われた。我々は家族から、職場から、地域から、そして学園から追放され精神病院へと追い込まれてきた。そして精神病院で精神科医は我々に何をしてくださったか？精神科医は我々の苦悩を理解し少しでもその苦悩を癒そうとするどころか、我々を裁き弾劾した。我々に弁護士はいなかった。家族もそして周囲の者もすべてが精神科医と共謀して我々を弾劾し、排除してきた。そして社会総体が我々を隔離監禁する精神病院として精神保健法体制を容認してきたのだ。

「人権に配慮した」とされている精神保健法成立後も、大和川病院事件、湊川病院事件、越川記念病院事件と、精神病院の荒廃と腐敗を象徴する事件は枚挙にいとまがない。それらはまさに象徴であり、氷山の一角に過ぎないことを我々は知っている。

精神医療は私たちを我々「精神病」者を社会防衛のため、この治外法権たる精神病院へ追放することに汲々としてきた。

1989年1月31日に無罪判決を勝ち取り釈放された、元無実の死刑囚赤堀政夫さんの例を見よう。1954年に起きた島田事件(幼女誘拐殺人事件)において警察は「精神障害者が犯人に違いない」という予断に基づき、精神病院入院歴があり「精神障害者」とレッテルを貼られていた赤堀政夫さんをデッチアゲ逮捕し、拷問強制自白によって「犯人」に仕立て上げた。精神科医は赤堀政夫さ

第91回総会シンポジウム：「精神障害者の自立と社会参加の促進に向けて」

んの「やっていない」という必死の訴えすら無視し、警察検察の調書を前提として「犯人赤堀政夫像」を鑑定書にのっち上げた。市民もまたウソの証言によりこのデッチアゲに協力したのである。そして司法はこれらの差別をすべて呑み込み、【社会に適応できない】として赤堀さんに死刑判決を下した。

赤堀さんは逮捕当時放浪生活を送っていた。それゆえにはつきりとしたアリバイがなかったことが彼をこの事件のいけにえとしたのである。「精神障害者」というレッテルゆえに、職もなく、友人もなく、地域から排除されて放浪生活をせざるを得なかったのだ。

赤堀さんのデッチアゲの過程はまさに我々「精神病」者総体への差別と排斥の全構造をあらわにする。「精神病」者との共生の対極として、究極の非外排除として赤堀さんに死刑判決が下されたのである。それゆえ我々は「赤堀さんを殺して私たちの明日はない」という合い言葉を胸に赤堀さんの獄中での闘いの支援へと立ち上がった。

「精神病」者に対する差別と排斥の構造は変わったのだろうか？我々は変えることができたのだろうか？残念ながら否といわざるを得ない。青山正さんの事件(1979年、野田市でおきた少女殺害事件)でつちあげ逮捕された方。上告段階で唯一の物証の警察によるすり替えが判明したが93年上告棄却懲役12年確定。精神鑑定が「動機」を説明したことが判決に影響し、そして金川一さん(福岡拘置所に在監中の確定死刑囚、1979年殺人事件で逮捕、凶器も見つからず、前科があるということと、精神鑑定による「悪人金川一像」が大きく判決に影響。1審終結直前に無罪を主張以降一貫してえん罪を主張、城野医療刑務所体験者)の事件を見ても、警察による差別的見込み捜査、精神鑑定の差別性、司法の差別判決、そして地域からの排斥という問題は一切変わっていない。その上法務大臣は昨年「精神病」者である川中鉄夫さんへの処刑まで行った。法務大臣は「精神病」者であるにもかかわらず処刑したのではなく、「精神病」者であり「厄介者」であるからこそ彼を「処刑」するために処刑したのだ。

厚生省は、「精神病」者対策として「病院から施設へそして社会へという社会復帰」「地域精神医療」を掲げる。しかし厚生省に1960年代の精神病院乱造「精神病」者収容政策の自己批判はあったか？

「精神医療改革」[よりよい精神医療]を叫ぶ精神科医は「当事者・患者の要求に基づいた医療・福祉」と発言する。しかし精神科医に赤畑さんへの差別的な精神鑑定への自己批判はあったのか？これらの自己批判点検がない限り、われわれは口当りのよい「ノーモアイゼーション」などという言葉に一切の幻想を持つことはできない。こうした言葉の陰で厚生省と精神科医との共謀による「処遇困難者専門病棟」新設策動が存在することこそこれらの言葉の欺瞞を明らかにしている。

「社会復帰」は「精神病」者の分断管理, 「地域精神医療」は「地域監視網の強化」, そう翻訳すればよく分かるというものだ。

「当事者・患者の要求に基づく医療・福祉」なるものはどこにあるのか？ 厚生省は「精神病」者対策を立てるのみであり, その政策決定過程から一切我々「精神病」者を排除している。

#### 精神保健法改悪の過程に現れたもの

精神保健法はそもそも刑法上の逮捕監禁罪を免責するためある法であり, 我々「精神病」者をしぼるためにある法律である。これに「福祉」を付け加えることは水と油であり, 「福祉」の美名による「精神病」者管理強化とさえ見られる。「福祉」は精神保健課ではなく「福祉」担当部署で全障害者を対象とした総合的な「障害者福祉法」によってなされるべきである。また今回の法改悪で付け加えられた福祉なるものも, 手帳制度と社会復帰施設のみであり, 患者自身の懐に入る金をという我々の主張は省みられていない。

今回の精神保健法改悪についてはその決定過程では一切「精神病」者の声は聞かれていない。それにも関わらず, 昨春秋に厚生省は, 日本精神神経学会, 日本精神病院協会, 全国自治体病院協議会, 全国精神障害者家族会連合会, から意見を聞いている。今回の精神保健法改悪は, 精神医療業

界, 家族団体, そして精神保健課官僚の利害の綱引きの上に立てられたものである。

これらの例証として臨床心理士と精神科ソーシャルワーカーの資格化について, (私はこれに賛成するものではないが) 臨床心理士については学会の意見がまともでないため, また精神科ソーシャルワーカーについては医師会と看護団体からの反対のため決定化されなかった。つまり厚生省は「精神病」者以外の者の反対意見には耳を傾けていないのである。

しかし我々の精神保健法改悪反対は一切無視され国会上げがなされた。

「患者・家族・市民に開かれた学会」, 「反保安処分」を掲げてきた日本精神神経学会の実態を見よ。学会は我々「精神病」者の声に耳を傾けるどころか, 昨年松山学会では我々患者の声の封殺を図り, 警官導入まで行っている。精神科医達も我々「精神病」者の声に耳を傾けず, 専門家・行政・健常者のみででっち上げた方針を一方的に我々に押しつけるのみである。

私はこうした日本精神神経学会の厚生省の当事者無視への加担を徹底糾弾する。また昨春秋に勝手に精神保健法改悪について意見表明を行い, さらに当事者「精神病」者の反対があるにも関わらず, 早期成立を国会議員に陳情した全家連についても徹底的に糾弾する。これらについての自己批判をただちに求める。

#### 「精神病」者運動の意義

「精神病」者運動の意義は一つは地域患者会の活動として, 精神科医による洗脳から脱却し, 自分たちの誇りを取り戻すことにある。常に否定的なメッセージを流し続け, 我々のすべての感情, 思想, 感覚, 人格を症状として相対化して否定していく精神医療に対して, 私でも怒ってもいいし泣いてもいい, 感情表現は許されるのだ, そして皆同じ苦悶を体験した仲間であり, 自分だけが精神医療によって痛めつけられてきたのではない, 大きな確信が持て, 孤立から脱出できることに初めて, 精神科医を利用すること, つまりユーマー

となることが可能となるのである。この過程こそが, 地域患者会の最大の存在意義であろう。この意味において健常者や医療従事者を排除することが条件となる。健常者医療従事者に求められるのは肉體労働と金の提供だけである。

そして第二に, 一人で精神科医と交渉すればどんな要求も「症状」とされその場合は診察場面とされないのだから, 要求を「症状」とされることなく, その場合は診察場面ではなく交渉となる。今我々は強制入院だけではなく強制退院, 医療拒否に悩まされている。医療要求にしても現状の精神保健法を背景とした精神医療の実態の中では個人バババでは医療的要求すら通せないことが多い。

第三に日常おきる様々な問題, 食事をどうするのか, 生活保護をどうするのか, 等等日常的な問題をお互いに助け合い解決していく中で, 我々は精神医療によって奪われた自信を取り戻している。自己の存在意義を確認していくことができる。そしてこうした日常的な問題に常に直面しているからこそ, 政治的レベルでの政策提案は方針が出てくるのである。

全国「精神病」者集団はこうした地域患者会に学ぶことによって, また孤立している「精神病」者に学ぶことによってその活動を続けてきた。「精神病」者に学ぶ姿勢なしには全国「精神病」者集団は1日ももたなかったであろう。

#### 今こそ反保安処分の旗を掲げろ

私は1983年より10年余厚生省精神保健課に通いつつ, 歴代の精神保健課長にはすべてあっている。そこで我々は「当事者の声を聞け」といい続けてきた。それにも関わらず今回の当事者無視がなされ, 何と破壊的なことに, 手帳制度については当事者を入れた委員会を作って検討するなど厚生省は言い出している。予算も請求し決まった後法律も通した後になって, 「精神病」者の声を聞くとはどういうつもりなのか? まさにアリバイでしかない。

今後厚生省そして精神科医・専門家は彼らに迎合する「精神病」者の一部分の声を聞いたふりを

することで, 「当事者の意見は聞いている」と聞き直っていくことだろう。

しかし以上のような状況は, また我々全国「精神病」者集団の主体を徹しく問い直す。我々は「保安処分」の本質を強制医療と排除であることさえ「反保安処分」を組織性格の基本に据え闘ってきた。これは単に刑法改悪保安処分新設を問題にするのではなく, 「保安処分思想」そのものを撃たなければならないという主張だ。我々全国「精神病」者集団は「一人の仲間も排除しない」ことをもって組織原則としてきた。「反保安処分」という以上いかなる仲間をも自分たちの中から排除しないことが原則である。

この原則を我々は今一度確認しなければならぬ。全国「精神病」者集団の存在意義は, すべてを奪われすべての場から排除された「精神病」者の最後の拠り所たることだ。

しかし我々全国「精神病」者集団は, 道下忠蔵の「精神科領域における他害と処遇困難性に関する研究」班による密告アンケートを許してしまった。「もともともしんどの仲間と共に」と言いながら, 保護室に長期に入れられ医者から「処遇困難者」とレッテルを貼られた仲間の売り渡しを許してしまったのだ。いま全国「精神病」者集団はこの裏切りを徹しく自己批判する。我々の「処遇困難者専門病棟」新設阻止闘争はこの自己批判に基づき展開されなければならない。我々は常に「我々自身が仲間を保安処分していないか?」「もともともしんどの仲間を見過して運動していないか?」を, つまり「我々自身が保安処分をしないか?」を自ら問い直しながら闘い続けなければならない。

日本精神神経学会による患者の声の封殺のみならず, 「反保安処分運動」, 「精神医療改革運動」や「精神障害者の人権を守るための運動」の中ですら, 「厄介者」「気に入らない思想をもった者」とされた「精神病」者への排除が存在し続け, そしていまも存在する。我々全国「精神病」者集団はこれらの「保安処分」を徹底して糾弾する。

我々は再度, いかなる保安処分も許さない, いかなる「精神病」者の切り捨てもしないという原

則を確認すると共に、すべての精神医療改革運動  
 者に対してこの原則を訴える。同時に我々「精神病」  
 者を中心と認めない「精神医療改革」は、「精神

病」者への敵対攻撃であり、「精神病」者への管  
 理強化・分断・抹殺への道であることを再度警告  
 する。

「精神医療改革」は、精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、

精神病患者の権利を保障し、